

「(仮称)阪南市心とこころをつなぐ手話言語条例(素案)」に対するパブリックコメント及び対応一覧

意見要旨	市の考え方及び対応
<p>市が実施した映画上映で字幕が無く、楽しみに参加したのに全く楽しめなかつた。</p> <p>聴覚障がい者の人権を尊重し、聴覚障がい者への理解や配慮、手話の普及、啓発をしてほしい。</p>	<p>映画上映会では、ご不快な思いをさせてしまったことお詫びいたします。</p> <p>阪南市心とこころをつなぐ手話言語条例(案)の前文には、市はろう者及び手話を使用する者並びに手話への理解の促進、手話の普及と併せて、手話文化の保存、継承、発展に努めることにより、誰もが地域で支え合いながら合理的配慮が適切に行われ、安心して心豊かに暮らすことができる社会の実現を目指すことにしています。</p> <p>また、第3条には市の責務として、市は前文にのっとり、手話に関する施策を総合的に推進するものとしております。</p> <p>担当課だけでなく、市全体で手話は言語であるという認識を広め、ろう者、手話を使用する方の人権を尊重し、手話への理解の促進、手話の普及、啓発に努めてまいります。</p>
<p>国立能楽堂での「手話狂言」は、手話という言語による芸術である。</p> <p>条例で手話を言語として認められたら、聴覚障がいの人たちの「生きる力」になると思う。</p>	<p>御意見ありがとうございます。御意見のとおり昨年国は「手話に関する施策の推進に関する法律」を公布・施行しましたが、国の法律ではろう者の表現が一切ありません。本市条例ではろう者を明記することで、ろう者に対する理解を促進し、聴覚障がい者が自身のアイデンティティとしてろう者であることを自覚し、手話言語を尊重し、ろう者コミュニティの一員であることの誇りを思う気持ちを表し、ろう者としての経験や文化を肯定的にとらえ、社会の中で堂々と生きるための原動力になると考えています。</p>